

『速旅 静岡ドライブプラン 発着付き周遊エリア内乗り放題コース』 利用約款

(通則)

第1条 本約款は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する別表1に定める各コース（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第3条 本プランは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じです。）が対象です。

(実施期間等)

第4条 本プランの実施期間は、2018年8月1日（水）から2019年7月31日（水）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表1に定める利用期間（コース毎に別表1に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申し込みの場合には、お申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じです。）を本プランの利用可能期間とします。

ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 2018年8月10日（金）から2018年8月16日（木）まで
 - 二 交通混雑期など当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）
- 2 利用可能期間以外の日に通行した場合は、通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金。以下同じです。）をお支払いいただきます。
- 3 往路通行（第8条第1項第1号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、周遊エリア（第8条第1項第1号に定める「周遊エリア」をいいます。）内の出口インターチェンジの通過日時

をもって行い、復路通行（同項第3号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、周遊エリア内の入口インターチェンジの通過日時をもって行います。

（申込方法等）

第5条 本プランは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社インターネットホームページにおいてご利用日の最初の出口インターチェンジを通過する前までにお申し込みください。なお、お申し込み時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（ただし、既に会員登録済みの場合は不要です。）。

2 次の各号を満たさない場合は、本プランの申し込みを無効とし、第8条に規定する区間を走行した場合においても、本プランの対象となりません。

一 本プランのご利用時に有効なETCカードを登録していること。

二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

三 申込時に登録されたETCカードの名義が本プラン申込者と同一であること。

四 本プランの申込回数が、前条第1項に規定する実施期間中、ETCカード1枚につきそれぞれのコースごとに5回までであること。

3 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一であるお申し込みはできません。同一期間のお申し込みをした場合は、第14条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

4 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付番号等）

第6条 本プランのお申し込みが完了したとき、当社は、お申し込み時に登録されたメールアドレスに受付番号をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込内容を有効とします。

2 受付番号は、原則として再通知しません。ただし、申込者本人からの照会があり、当社の定める確認方法により本人確認ができた場合にはこの限りではありません。

3 ETCカードの利用の可否は発行カード会社又は6会社の定めによりますので、本約款に基づく本プランの受付は、申し込みされたETCカードの高速道路における利用を保証するものではありません。

（受付内容の変更）

第7条 本プランの受付を完了した後は、受付内容についての変更ができません。受付内容についての変更が必要な場合は、第14条第1項に定める解約を行ったうえで、再度第5条にもとづき申込手続を行ってください。

(利用可能な区間)

第8条 本プランの対象となる通行は、利用可能期間内において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

一 発着エリア（別表2に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表3に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。

二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する周遊エリア内の通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。

三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路および一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めに伴いやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、同エリアで一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリアで一旦流出後同エリアから再流入しない場合には、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。

二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

(利用の開始及び終了)

第9条 本プランは、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとします。利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も本プランの対象となりません。

- 2 前項の規定に関わらず、復路通行を開始する前に利用可能期間が満了した場合は、当該満了時点をもって利用を終了したものといたします。

(利用方法)

第10条 本プランの対象となる通行を行う場合は、申込時に登録した車種に属する車両で通行してください。登録した車種以外の車種で通行した場合は、当該通行を行った車両に係る車種の通常料金をいただきます。

- 2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
- 3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートインターチェンジをご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。
- 4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートインターチェンジをご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

(料金及び請求)

第11条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

- 2 当社は、本プランの対象となる通行全体に対して本プランの料金を一括で請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内並びに「ETC利用照会サービス」等の料金表示は通常料金となりますが、本プランの対象となる通行については請求時には本プランの料金のみをいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。
- 3 クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、本プランの対象となる各通行の走行明細は記載されず、本プランの料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された本プランの対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に本プランの料金の明細が表示されます。
- 4 ETCパーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額（以下、「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下、「ご利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 5 本プランの料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金。）で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

- 第12条 本プランは、ETCマイレージサービス以外の割引と重複して適用されません（本プランの料金の額には、ETC時間帯割引、障害者割引は適用されません。）。
- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
- 3 お申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から本プランの料金を引き去ります。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額による本プランの料金の支払にはマイレージポイントは付与されません。

（適用対象外及び無効）

- 第13条 各通行が次の各号の一に該当するときは本プランの適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。
- 一 お申し込み時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。
- 二 お申し込み時に登録した車種以外の車種でご利用になったとき。
- 三 利用可能期間以外の日に入出口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき。
- 四 復路通行において、利用可能期間に入出口インターチェンジを流入し、利用終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき。
- 五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行を行ったとき（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で通行の中断を余儀なくされた場合の中断前後の通行を除きます。）。
- 六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路を走行したとき。
- 七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行。
- 八 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用されたときにおける、周遊エリア以外の経路に係る通行。
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本プランのお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行されたとき。
- 二 お申し込み時に登録した1枚のETCカードを第4条第1項に規定する利用可能期間中に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。
- 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用されたとき。

(解約等)

- 第14条 本プランの申込者は、利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。
- 2 前項に基づく解約が行われない場合でも、利用可能期間内に往路通行を行わなかった場合（第13条第1項により往路通行が無効となった場合を含みます。）には、お申し込み時に遡って解約されたものとし、本プランの料金はお支払いいただきません。
- 3 利用可能期間内に往路通行を行った場合、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。実際に通行した区間の通行料金の合計が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

(個人情報の保護)

- 第15条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

- 第16条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が被った被害について一切責任を負いません。
- 一 当社の責めに帰することができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
 - 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 五 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 六 車両の故障等、当社の責めに帰することができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

- 第17条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。
- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

平成30年7月25日 中日本高速道路株式会社

別表 1：料金及び利用期間（金額は本プランのご利用 1 回あたりの料金）

コース名	普通車	軽自動車等	利用期間
A【首都圏発着エリア①】静岡県域周遊コース	9, 100 円	7, 300 円	連続する最大 2 日間
B【首都圏発着エリア②】静岡県域周遊コース	8, 300 円	6, 700 円	連続する最大 2 日間
C【名古屋発着エリア】静岡県域周遊コース	8, 300 円	6, 700 円	連続する最大 2 日間
D【尾張発着エリア】静岡県域周遊コース	9, 000 円	7, 200 円	連続する最大 2 日間
E【みえ発着エリア】静岡県域周遊コース	10, 800 円	8, 800 円	連続する最大 2 日間

別表 2：発着エリア

コース名	道路名	対象インターチェンジ等
A【首都圏発着エリア①】 静岡県域周遊コース	E1：東名高速道路	東京 IC ^(注1) 、東名川崎 IC、横浜青葉 IC
	E20：中央自動車道	八王子 IC ^(注2) 、相模湖東 IC ^(注3) 、相模湖 IC
	C4：圏央道	八王子西 IC、高尾山 IC、相模原 IC
B【首都圏発着エリア②】 静岡県域周遊コース	E1：東名高速道路	横浜町田 IC、厚木 IC、海老名 IC
	E1A：新東名高速道路	厚木南 IC
	C4：圏央道	相模原愛川 IC、圏央厚木 IC、寒川北 IC、寒川南 IC
	C4/E84：新湘南バイパス	藤沢 IC、茅ヶ崎西 IC、茅ヶ崎海岸 IC
C【名古屋発着】 静岡県域周遊コース	E1：東名高速道路	名古屋 IC ^(注4) 、長久手 IC ^(注5) 、東名三好 IC、豊田 IC
	E1A：伊勢湾岸自動車道	豊田東 IC、豊田南 IC、豊明 IC、 名古屋南 JCT ^(注4・注6) 、大府 IC、東海 IC/JCT ^(注6)
	C3：東海環状自動車道	豊田松平 IC、鞍ヶ池スマート IC、 豊田勘八 IC、豊田藤岡 IC
D【尾張発着】 静岡県域周遊コース	E1：名神高速道路	小牧 IC ^(注6) 、一宮 IC ^(注6)
	E1：東名高速道路	春日井 IC、守山スマート IC
	E19：中央自動車道	小牧東 IC
E【みえ発着】 静岡県域周遊コース	E1A：伊勢湾岸自動車道	名港潮見 IC、名港中央 IC、飛島 IC、湾岸弥富 IC、弥 富木曾岬 IC、湾岸長島 IC、湾岸桑名 IC、みえ川越 IC、 みえ朝日 IC
	E23：東名阪自動車道	桑名東 IC、桑名 IC、四日市東 IC、四日市 IC、鈴鹿 IC 亀山 PA スマート IC、亀山 IC
	C3：東海環状自動車道	東員 IC

注 1：東京 IC は首都高速道路から連続した走行が可能です。別途首都高速道路の通行料金が必要です。

注 2：八王子本線料金所を通過しても、八王子 IC から利用した扱いとはなりません。

注3：相模湖東 IC は東京方面からの出口のみのインターチェンジです。往路ではご利用になれません。

注4：名古屋 IC・名古屋南 JCT は名二環から連続した走行が可能です。別途名二環の通行料金が必要です。（ただし、E コースの往路通行又は復路通行において、名二環を経由した場合を除く。）

注5：名古屋瀬戸道路・長久手 IC から本プランのご利用が可能です。別途名古屋瀬戸道路の通行料金が必要です。

注6：小牧 IC・一宮 IC・東海 JCT・名古屋南 JCT は名古屋高速道路から連続した走行が可能です。別途名古屋高速道路の通行料金が必要です。

※JCT：ジャンクション IC：インターチェンジ

別表3：周遊エリア

コース名	道路名	区間名
全コース共通	E1：東名高速道路	御殿場 IC～豊川 IC
	E1A：新東名高速道路	御殿場 JCT～新城 IC 新清水 JCT～清水 JCT 浜松いなさ JCT～三ヶ日 JCT

※JCT：ジャンクション IC：インターチェンジ